

呉市農業参入企業等支援事業補助金交付要綱

制定 令和3年4月1日

改正 令和6年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、呉市農業参入企業等支援事業補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、予算の範囲内において、市内外の企業等が市内に農業参入する際に行う施設及び機械の整備等を支援することによって、スマート農業を含む先進的な農業経営に意欲のある企業等の新規参入を促すとともに、農業経営の初期段階にある企業等の経営の早期安定を図ることにより、本市農業の振興、活性化を図ることを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業 市内の農地（耕作の目的に供される土地をいう。）又は農地以外の土地等（以下、「農地等」という。）において農産物の生産を行う事業
- (2) 農業への参入 農業への参入とは次のいずれかの方法によるものとする。
 - ア 市内の農地又は農地以外の土地等における農業の実施
 - イ 農業の実施に伴う市内の農地又は農地以外の土地等の取得、使用貸借権又は賃借権の設定
- (3) 企業等 会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社をいい、その支社、営業所等を含む。）、公益法人等（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年6月2日法律第48号）第22条又は第163条の規定により成立した法人、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年6月2日法律第49号）第2条第1号若しくは第2号に規定する法人をいう。）、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する法人をいう。）及びその他の法人（農業協同組合及び農業協同組合連合会（農業協同組合法（昭和22年11月19日法律132号）第4条に規定する法人をいう。）を除く。）
- (4) 農業法人 農業を営む法人であり、農業の売上高（農産物の生産・加工・販売等を含む）が事業全体の売上高の過半を占めている又は占めることが確実である法人（農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年11月19日法律132号）第72条の6に規定する法人をいう。）のうち、農業に係る共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業のみを行う法人を除く。）
- (5) 1戸1法人 世帯単位で法人化して農業を行う者
- (6) 農業常時従事者 農業又はその関連事業（出荷、加工、販売及び経理等をいう。以下同じ。）に関する業務に原則年間150日（8時間程度／日）以上従事する者をいう（有期雇用者は含まない）。
- (7) 農業臨時雇用者 農業又はその関連事業に従事する臨時の雇用者（業務日数は問わず、臨時社員、派遣社員、パートタイマー及びアルバイト等）をいう。

(補助対象者)

第4条

- 1 本事業の補助対象者は、次のいずれかのおりとする。
 - (1) 新たに農業に参入した農業以外の業を営む企業等又は新たに農業に参入することが確実と見込まれる農業以外の業を営む企業等
 - (2) 農業法人又は新たに設立することが確実と見込まれる農業法人（1戸1法人を除く。）
- 2 補助対象者は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。
 - (1) 市内に農業参入した日から3年を経過していないこと。
 - (2) 農業又はその関連事業に関する業務の責任者（農業常時従事者）として、役員又は職員を1名以上配置していること又はそれが確実と見込まれること。
 - (3) 農業及びその関連事業に関する部門を、農業以外の業とは別の会計としていること又はそれが確実と見込まれること。
 - (4) 1の(1)の補助対象者にあつては、農業及びその関連事業を行うために必要な定款の変更を行っていること若しくはそれが確実と見込まれること。
 - (5) 補助金の交付申請における経営計画において、農地等の確保状況が初年度におおむね2分の1以

上確保されていること又は見込まれること。

- (6) 補助金の交付申請における経営計画において、事業開始から5年後の雇用計画が農業常時従事者数3名以上となることが確実に見込まれること。
- (7) 本事業に申請する場合は、国及び県その他団体等の農業参入や規模拡大を支援する事業に、重複して申請を行っていない又は行わないこと。
- (8) 過去に市の同一内容の補助金を含め、国及び県その他団体等の農業参入や規模拡大を支援する補助金の交付を受けていないこと。
- (9) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号のいずれかに該当する者がいないこと。
- (10) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）第17条若しくは第18条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (11) 消費税、地方消費税その他市区町村民税を滞納していないこと。
- (12) 呉市暴力団排除条例（平成24年呉市条例第1号）第2条第1号、第2号及び第3号の規定に基づき、代表者、役員又は使用人その他の従業員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。

（補助対象事業）

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下、「補助事業」という。）は、補助対象者が補助事業当該年度内に補助金の交付申請を市長に行った日から原則2月末日において、市内に農業参入する際に行う事業とする。

（補助対象経費等）

第6条 補助対象経費、補助率及び補助額等は別表のとおりとする。ただし、第10条に定める実績報告の日までに契約、取得、実施等及び支払が全て完了した経費に限る。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとするものは、呉市農業参入企業等支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算書（様式第2号）
- (2) 経営計画書（様式第3号）
- (3) 誓約書（様式第4号）
- (4) 登記事項等確認書類
商業登記簿謄本（全部事項証明書（交付日から3ヶ月以内のもの））の写し
- (5) 決算確認書類（直近の3期分）
決算書（貸借対照表、損益計算書、個別注記表）
- (6) 市税の滞納のない証明書（提出日前3ヶ月以内に発行されたもの）
- (7) 印鑑登録証明書（提出日前3ヶ月以内に発行されたもの）
- (8) 補助対象経費の根拠資料等

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条に規定する申請書その他の書類を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内で速やかに補助金の交付を決定するものとする。また、交付を決定したときは呉市農業参入企業等支援事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとし、本補助金を交付しないことを決定したときは、呉市農業参入企業等支援事業補助金不交付通知書（様式第6号）により通知するものとする。

2 前項の審査のため、有識者等で構成する審査会を設置することができる。

3 前項の審査会の構成員及び審査基準は、市長が別に定める。

（変更等の承認）

第9条 補助金の交付の決定を受けたもの（以下「事業者」という。）は、補助金交付決定通知書を受けた後において、当該交付対象事業の変更、休止、中止又は廃止をしようとするときは、呉市農業参入企業等支援事業補助金変更等承認申請書（様式第7号）を遅滞なく市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合、これを審査し、適当と認めるときは、当該交付対象事業の変更等を承認し、申請者に対し、呉市農業参入企業等支援事業補助金変更等承認通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（実績の報告）

第10条 事業者は、事業が完了したときは、その完了の日から40日以内又は補助事業当該年度の2月末日のいずれか早い日に呉市農業参入企業等支援事業補助金実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、提出期限を延長することができる。

(1) 実績報告及び収支決算書（様式第2号）

(2) 実績の根拠となる資料

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条に定める報告を受けたときは、実績報告書及びその添付書類等により書類の審査を行い、適当と認めるときは、補助金額を確定して、呉市農業参入企業等支援事業補助金交付額確定通知書（様式第10号）により交付金額を通知するものとする。ただし、交付確定額は、第8条により通知した補助金の決定額を上回ることはいない。

2 補助金の交付額確定に当たり、補助対象経費の減額があった場合は、減額になった補助対象経費をもって補助金額の算出を行う。

（補助金の請求等）

第12条 第11条により額の確定を受けた事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、呉市農業参入企業等支援事業補助金交付請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。ただし、必要に応じ、第10条の規定による実績報告と併せて交付の請求を行うことができるものとする。

（補助金の交付決定の取消し及び返還）

第13条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、若しくは交付金額を変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 交付条件に違反したとき。

(3) 事業実施年度を含め5年の間に、補助対象事業に係る農業又はその他関連事業を中止又は廃止したとき。

(4) 補助金に関する申請、報告又は施行等について不正な行為があったとき。

(5) その他市長が不相当と認めるとき。

（帳簿等の備付け）

第14条 事業者は、当該補助事業に関する帳簿及び書類を備え保存しておかななければならない。

（財産処分の特例）

第15条 事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。ただし、その財産が耐用年数を経過し、又は市長の承認を得た場合はこの限りではない。

（検査）

第16条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、事業者の報告に基づき帳簿等関係書類、施設及び機械等を検査することができる。

（状況報告等）

第17条 市長は、補助事業の執行の適正を期するため必要に応じ、事業者に対し、補助事業の状況報告を求め、又は必要な指示をすることができる。

2 事業者は、事業実施年度を含め5年間、各年度の末日までに市長に補助事業に係る実績等を報告しなければならない。

3 前項により報告のあった実績等が、補助金の交付決定時の事業計画から著しく下回っている場合、事業者はその改善を図るため、市長に事業改善計画を提出しなければならない。

（事業の見直し）

第18条 市長は、この要綱の規定に基づく補助対象事業の内容について、施行後5年を目処に、施行状況を勘案し、必要と認める場合はその結果に基づき見直し等の措置を講ずるものとする。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

| 補助対象者 | 補助対象経費 | 補助率及び補助額 |
|---|--|---|
| <p>(1) 新たに農業に参入した農業以外の業を営む企業等又は新たに農業に参入することが確実と見込まれる農業以外の業を営む企業等</p> <p>(2) 農業法人又は新たに設立することが確実と見込まれる農業法人（1戸1法人を除く。）</p> | <p>(1) 農業経営の開始（用地の取得等を除く）のために必要な施設（先進的な農業を行うための付随的な設備等も含む）の整備に係る経費</p> <p>(2) 農業経営の開始のために必要な、生産、出荷、加工等に要する機械（軽トラック等の汎用性がある機械等を除く）の購入に係る経費</p> <p>(3) 農産物等の販路の開拓に要する経費（展示会出展料、販路開拓に係るコンサルティング業務委託費・研修費等）</p> <p>(4) 農地等の基盤整備に係る経費</p> <p>※ (1)及び(2)の対象経費において、施設、機械と一体と認められないもの（什器等）、10万円未満の機械等及び消耗品は対象外とする。</p> <p>※補助対象経費には、消費税及び地方消費税は含めない。</p> | <p>補助率：1／2以内</p> <p>補助額上限：1,000万円</p> <p>補助額下限：100万円 （千円未満切り捨て）</p> |